　2008-00-01



一般社団法人日本原子力学会

事務局長の兼業に関するガイドライン

平成28年3月22日　第7回理事会承認

（目的）

第１条 本ガイドラインは，事務局長が一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）以外の業務（兼業）に従事する場合に必要となる届け出に関し，理事会審議の基本方針を定めるものである。

（本会以外の業務に関する判断）

第２条　本会事務局長職位を指定して委員等の就任要請があり，理事会が本会として受けることが妥当と判断した場合は，本会業務とする。

２　その他，本会の趣旨に合致する内容であり，事務局長が担当するに相応しい業務であると理事会が判断した場合には，本会業務とする。

３　上記第１項あるいは第２項のいずれにも該当しない場合には兼業とし，第３条の可否の判断をおこなう。

４　業務を遂行するにあたって先方との業務委託契約等にしたがう場合には，上記第３項で対応する。

（兼業可否の判断）

第３条　本会の業務に支障がないと判断される場合に限って，兼業を可とする。

２　所定労働時間外あるいは休暇を取り対応することを原則とする。

３　競業性のある兼業（兼業の内容が本業に悪い影響を及ぼす場合）は執務時間の内外とも認めない。

４　遵法精神に反する内容や態様の兼業は執務時間の内外とも認めない。

５　公序良俗に反する内容や態様の兼業は執務時間の内外とも認めない。

６　営利を目的とする兼業は執務時間内は認めない。

（兼業の申請）

第４条　兼業を申し出る際には，上記の判断が可能となるデータを理事会に提出すること。いくつかの兼業をおこなう場合には，その時点での兼業の全体が分かるデータも併せて提出すること。

（改定）

第５条　本ガイドラインの改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定するものとする。

附則

１　平成26年3月19日　第6回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 内規をガイドラインに変更　平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認

附則

１　平成28年3月17日改定のガイドラインは，平成28年4月1日から施行する。